二　変更後の国内管理人が第十二条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第一の三による書類

ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4　法第五条第二項の規定により法第三条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第七条　削除

第九条　削除

（検査の方式等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十二条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、法第八条第三項に規定する写し及び法第九条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十二条の二　法第八条第四項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により経済産業大臣が行う処分の通知及び第三十四条の二の規定により経済産業大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　電気用品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る電気用品の回収その他の危険及び障害の拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

（新設）

（軽微な変更）

第七条　法第五条ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（情報の提供）

第九条　法第七条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　提供の請求をしようとする情報の概要

（検査の方式等）

第十一条　（略）

2　（略）

3　法第八条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十二条　（略）

2・3　（略）

（新設）